

平成二十三年度

第三十一回

港湾環境整備負担金部会議事録

日時 平成二十三年十一月十一日(金)
於 都庁第二本庁舎三十一階

特別会議室二十四

次 第

- 一 開 会
- 二 諮問事項の審議
 - ・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)
- 三 閉 会

出席者

学識経験者

(社)日本港湾協会副会長

(元財)東京都公園協会西部支社長

港湾・海上公園関係者

(社)東京港湾協会会長

東京倉庫協会会長

東京港定航船主会会長

東京港湾労働組合連合会副執行委員長

関係行政機関の職員

関東地方整備局長

関東運輸局長

東京海上保安部長

東京都職員

港湾経営部長

海上公園課長

監理担当課長

企画担当課長

川嶋 康宏

清水 政雄

鶴岡 元秀

田中 稔(欠席)

田邊 典夫

都澤 秀征(欠席)

下保 修(代理)

神谷 俊広

恩田 隆

小宮 三夫

越智 かずさ

近田 毅彦

松本 達也

開 会 (午後四時二分)

○松本企画担当課長 それでは、ただいまから第三十一回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、審議会に引き続きお疲れのところ大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

議事に入りますまでは、進行は私、港湾局総務部企画担当の松本が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

定足数についてご報告申し上げます。

本日は九名の委員のうち、七名の委員の方が出席をされてございます。したがって、東京都港湾審議会条例に定められています定足数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本部会は、公開とさせていただきます。

次に、本日お手元に配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから、「東京都港湾審議会 港湾環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、「諮問書(写)」でございます。

資料一、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」。

資料二、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」。

資料三、「負担割合一覧表」。

資料四、「平成二十二年度・平成二十三年度事業費等比較表」でございます。

そのほか、冊子でお配りしております「東京都環境整備負担金条例・同施行規則」、「港湾環境整備負担金制度について」及び座席表でございます。

以上、確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

諮問事項の審議

港湾環境整備負担金に係る

負担対象工事の指定(案)

○松本企画担当課長 本日の審議事項でございますが、お手元の配付資料の諮問書の写しに記載がございました、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)についてでございます。

本件審議につきましては、昭和五十五年の東京都港湾審議会の議決によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするものとなっております。

それでは、これからの議事進行につきましては、川嶋部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○川嶋部会長 それでは早速、諮問事項の審議に入らせていただきますと思います。

「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小宮港湾経営部長 それでは港湾経営部長の小宮でございます。私のほうからご説明をさせていただきます。着席して説明します。

港湾環境整備負担金制度につきましては、既に案内のとおり存じますが、改めまして制度の概要につきまして簡単に説明

明をさせていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度で、臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくものがございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度よりご負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本日は審議いただきます平成二十三年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は二千七百一万余円、また、負担対象事業者は七十四社でございます。

それでは、資料に基づきご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます資料「一、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」をご覧ください。

お手数ですが、二枚目の「負担対象工事の指定について」の表をお開けください。

表の最上段にございます①「工事の種類」から、⑧「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」まで、項目ごとに順次ご説明申し上げます。

①から⑧の各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示すべき事項でございます。

まず、①の欄の「工事の種類」でございます。

一 「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められております海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二 「港湾環境整備施設の維持の工事」でございます。

三は、「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

②の欄は、「工事の名称」でございます。

一 建設又は改良の工事は、城南島海浜公園の整備工事でございます。

二 維持工事につきましては、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。

三は、東京港湾区域内の水面清掃工事でございます。

③の欄につきましては、それぞれの「工事の実施された場所」をお示ししております。

④の欄は、「工事の完了した日」でございます。

⑤の欄は、それぞれの工事に要した平成二十二年の費用でございます。

⑥の欄は、「負担区域」でございます。

一 建設又は改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。

三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方でございます。

⑦の欄でございますが、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございます。

その内容につきましては、別な資料、資料三に記載しておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

⑧の欄は「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございます。この面積が負担金額算出の基礎となるものになります。

以上、諮問案につきまして概略をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、資料二で補足させていただきます。

恐れ入りますが、資料二の附属資料「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」というものがござります。こちらで説明をさせていただきます。

この資料の一ページをお開き願います。

図が書いてござります。負担金の負担区域を図示したものでござります。負担区域は、東京港湾区域及び臨港地区でござります。図の右側の表の上段にお示してござりますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でござりまして面積は五千九百九十四・八ヘクタールでござります。

赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でござります。面積は一千三十三・二ヘクタールでござります。

また、中段の表には先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてござりまして、それぞれ施行箇所を図示してござります。

青色で標示しております①から⑩の公園は、港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事の対象としております。公園の名称それから面積は下段の表に記載してござりますので、ご覧いただきたいと存じます。

また、水面清掃工事の施工箇所は、太い黒線で囲われた港湾区域内でござります。

続きまして二ページは平成二十三年度港湾環境整備負担金の概要でござります。

この表は、負担金額の算定内容を記載したものでござります。上段の表につきまして、ご説明をさせていただきます。

建設改良工事につきましては、A欄の事業費四千五十三万余円に対しまして、記載の計算式によりまして、F欄の負担額が百四十一万余円となります。

同様に、維持工事につきましては、事業費が九千七百二十七万余円に対しまして、負担額が一千五百五十一万余円。

水面清掃工事につきましては、事業費二億四千七百四十一万余円に対しまして、負担額が二千八万余円となります。合計額が、事業費につきましては三億八千五百二十二万余円に対しまして、負担額が、黒枠で囲っておりますが三千七百一万余円でございます。

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載してござります。

また、D欄に分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してござります。

次の三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調書としまして表にしたものでござります。

恐れ入りますが、六ページをご覧いただきたいと思ひます。建設・改良工事の概要でござります。

内容といたしましては、城南島海浜公園を対象としました、太陽光発電設備等の設置工事及び公園灯等公園設備の省エネ化に向けた基本・実施設計でござります。

恐れ入ります、七ページを開けていただきたいと思ひます。

こちらは維持工事の対象となっておりまして十カ所の公園の名称、それから管理面積及び面積の増減を記載したものでござります。

維持管理面積につきましては、昨年度からの増減はなく、合計で三十一万二千百十平方メートルとなっております。

次に、資料三をご覧いただきたいと存じます。

こちらは、負担割合一覧表でござります。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、目的や、主たる利用対象者の状況に応じまして種別化し、設定させていただいております。

最後に、資料四をご覧いただきたいと存じます。

この表は、参考までに、平成二十二年度と平成二十三年度の負担金の対象となる工事の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十三年度、中段が平成二十一年度、最下段が増減を記載してございます。それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが、負担対象額となります。

そのうち事業者の方々に負担いただく額といたしましては、昨年度と比べて約二百三十万円減の三千七百一万余円となります。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○川嶋部会長 どうもありがとうございます。

ただいま、事務局から諮問事項についての説明がございましたが、ご質問、ご意見がありましたらご発言をいただきたいと思っております。

昨年は、全く一問もご質問がなかったものですから、今回はどうぞぜひご発言をいただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。
どうぞ。

○田邊委員 新任の田邊でございます。

あえて一件、この負担金についてのご審議についての質問は全くありませんが、その入り口のところの理解で基本的なことをお伺いしたいんですが、港湾区域の設定、港湾区域の説明資料があったと思いますが、資料二の一、羽田空港のD滑走路の部分についての、これは港湾区域の設定というのは、今後、何か変更を予定されたりご計画があるんでしょうか。

すみません、負担金と関係ないことですか。

○下保委員(代理) 吉永関東地方整備局副局長 陸地の部分を除

かないといけないかもしれませんね。全体の外側は僕は変わらないと思いますけど、陸地の部分が港湾区域自体水域だと指定をしているので、正確に言うとなんか陸地を除かないといけないかもしれない。

○川嶋部会長 埋め立てと棧橋のところの……。

○下保委員(代理) 吉永関東地方整備局副局長 棧橋のところは多分水域なので、そのまま港湾区域のままだと思いますけど。

○田邊委員 これをぼっと見たら、こういった公園指定のところのD滑走路部分は対象区になってくるのかなと思ったものから。

結構です。

○川嶋部会長 陸地のところの面積は引かなきゃいけないかもしれないですね。計算式にはね。

○小宮港湾経営部長 確認させてください。

○川嶋部会長 よろしゅうございますか。

○清水委員 なし。

○川嶋部会長 ご発言もないようでございますので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきまして、原案どおりとする旨、決議をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川嶋部会長 ありがとうございます。

異議なしのことでございますので、原案を適当とする旨、答申をすることといたしたいと思います。

私のほうから小宮港湾経営部長にお渡しをさせていただきますのですが、ちょっとサインをしなきゃいけないので、お待ちいただきたいと思っております。

(答申書手交)

○川嶋部会長 以上をもちまして、諮問事項の審議を終わらせて

閉会（午後四時二十二分）

——了——

いただきたいと思います。

なお、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過は、次回に開催されます東京都港湾審議会において、私のほうから報告をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

また、工事内容については、先ほどの報告のところでも述べましたが、告示をしていただくようになっていっていると思いますので、それもあわせてよろしくお願いをいたします。

それでは、閉会に当たりまして事務局のほうからご挨拶がございしますので、よろしくお願いをいたします。

○近田監理担当課長 それでは、先ほどのご質問の件でございしますが、図面のほうでは、陸域として削除しておりませんが、数字としては削除しており、計算式は合っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○小宮港湾経営部長 それでは、ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、本負担金部会にご出席をいただきまして、ご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

ただいま諮問案につきましては、原案を適当とする旨、答申を頂戴いたしました。

東京都は港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解をいただきまして、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全にお一層努めてまいりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○川嶋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、環境整備負担金部会を終了させていただきますと思います。

ご協力、どうもありがとうございました。